

奈良県告示第六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、西室土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十四年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 生野 典夫

葛城市西室一四

理事 前田 七三

四二

監事 谷村 康夫

二八

岡本 義弘

四三

岡本 雅照

一八一三

監事 名倉 博

一二一二

保川 充

二九一四

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 岡本 義弘

葛城市西室四三

理事 岡本 雅照

四二

監事 保川 充

一八一三

監事 谷村 康夫

二九一四

監事 名倉 博

一二一二

監事 保川 充

二九一四

理事 岡本 雅照

三五

二八

監事 谷村 康夫

二九一四

監事 保川 充

二九一四

監事 谷村 康夫

二九一四

